

くみあいニュース No. 202

2024. 3. 06 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

労使協議

労使協定改定および 定年延長制度導入に関する各種就業規則等の一部改正について

2024 年 3 月 4 日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は過半数代表の梅原先生、高野先生から既に報告いただいておりますが、概要は下記の通りです。組合にご意見をお寄せくださる場合は 3 月 14 日 (木) までにお願いします。

1) 令和 6 年度の労使協定 (資料 1)

時間外勤務と休日勤務に関する協定書は、有効期間や締結年月日 (日は未記入) が異なるだけで、内容については昨年度のものに変更ありません。

2) 定年延長制度導入に関する各種就業規則等の一部改正 (資料 2)

令和 6 年度から定年延長制度を、事務職員、技術職員、看護師に導入するものです。なお、教員 (従前より定年年齢 65 歳) は適用対象外です。

1. 定年年齢を 2 年に 1 歳ずつ段階的引上げ (令和 5 年度: 61 歳 ⇒ 令和 13 年度: 65 歳)

詳しくは、資料 2-2 をご覧ください。

2. 役職定年制の導入 60 歳に達した管理監督職の職員は、非管理監督職ポストに降任 (役降り)

3. 給与 (基本給および諸手当) は 60 歳時から 3 割減額

基本給が 7 割支給されることにより、現在の特定再雇用職員で週 5 日勤務する場合より、月給は少し上がります。

また、扶養家族手当も支給されます。

4. 退職手当は、60 歳年度までの額と 61 歳年度以降の額に分けて算出し、その合計額を支給

5. 特定再雇用職員が選択できる勤務時間の範囲拡大

特定再雇用職員を選ぶ場合の勤務時間が、週 2 日～週 4 日 (15 時間 30 分～31 時間) まで選択可能となります。

定年延長制度を導入に加え、職員就業規則の 25 条の禁止事項「職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと」について「職員が退職し又は解雇された後もこれを適用する」という 1 項が追加されました。

資料の URL: <https://drive.cis.kit.ac.jp/nextcloud/index.php/s/DrnwoKcX25477TN>

お困りごとはお近くの執行委員または職員組合までご連絡ください。

職員組合の連絡先: kitu_shikko@googlegroups.com